

## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の令和7年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2) 243,273 千円  
 (歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 2,842,177 千円

(単位:千円)

事業名			令和8年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳				
国による分類 (※1)	目	事業名等		特定財源			一般財源	
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	27,365	2,639	0	1	4,360	20,365
		福祉医療事業	52,672	25,271	0	0	4,832	22,569
		障がい者福祉推進事業	753,352	505,024	1,300	0	43,564	203,464
	老人福祉費	在宅福祉事業	166	0	0	0	29	137
		施設福祉事業	4,388	0	0	1	774	3,613
		老人福祉推進事業	5,705	1,666	0	777	575	2,687
		老人医療事業(※5)	193,198	535	0	572	33,875	158,216
		介護保険関連事業(※6)	310	235	0	0	13	62
		老人福祉センター管理運営経費	194	46	0	148	0	0
	児童福祉総務費	児童手当支給事業	386,000	354,732	0	0	5,514	25,754
		ひとり親家庭支援事業	995	0	0	0	175	820
		児童福祉推進事業	18,974	3,935	0	0	2,652	12,387
		子育て支援医療費助成事業	85,849	34,501	0	0	9,055	42,293
	保育所費	地域子ども・子育て支援事業	20,498	11,885	0	108	1,500	7,005
		民間保育所等運営支援事業	371,889	244,441	0	33,867	16,503	77,078
保育所管理運営事業		333,264	5,327	0	82,395	43,302	202,240	
小計			2,254,819	1,190,237	1,300	117,869	166,724	778,689
社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	74,657	55,992	0	0	3,292	15,373
	老人福祉費	介護保険事業特別会計繰出金	239,786	10,258	0	0	40,477	189,051
		後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	62,006	40,219	0	0	3,842	17,945
小計			376,449	106,469	0	0	47,611	222,369
保健衛生	予防費	予防接種事業	104,707	7,436	0	0	17,154	80,117
		成人保健対策事業	24,847	1,284	0	376	4,089	19,098
	保健センター費	母子保健対策事業	55,919	28,239	0	3	4,881	22,796
		健康づくり・地域医療対策事業	7,895	0	0	0	1,392	6,503
		健康診査事業	17,541	181	0	9,300	1,421	6,639
小計			210,909	37,140	0	9,679	28,937	135,153
合計			2,842,177	1,333,846	1,300	127,548	243,273	1,136,210

※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

国による分類 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など

国による分類 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和8年度予算額の22分の12に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。